

群馬医療福祉大学・群馬医療福祉大学短期大学部履修制限に関する細則

(目的)

第1条 この規程は、「群馬医療福祉大学学則」第32条第2項履修規定、および「群馬医療福祉大学短期大学部学則」第30条第2項履修規定に基づき、群馬医療福祉大学および群馬医療福祉大学短期大学部(以下、本学)における一定期間(半年・一年など)内で同時に履修申請できる単位の数を制限する制度(CAP制)を以下のように定める。この制度は、過度な授業出席時間(授業内学習時間)を軽減するために登録できる単位数に上限を設け、学生の自発的な学習時間を確保することを目的とする。

(CAP制の対象科目)

第2条 原則、すべての科目をCAP制の対象科目とする。

(履修可能な上限)

第3条 前年度のGPAと履修可能な上限の単位数は下記の通りとする。

(社会福祉学部)

原則として、履修上限は年間50単位とする。

- 2 前年度のGPAが1.8未満の学生は、前期・後期各22単位までの科目履修とする。
 - (1) 前年度GPAにおける1.8未満の学生が全体の10%以上いる場合、1.8未満の基準を緩和することがある。
- 3 以下に関しては、年間50単位以上の科目履修を認めることがある。
 - (1) 前年度のGPAが2.5以上の学生は、年間50単位以上の科目履修を認めることがある。
 - (2) 短期大学部からの編入生においては、3年前期の上限なしとする。
 - (3) 福祉心理コースで精神保健福祉士や公認心理師基礎科目を履修する学生、および学校教育コースで社会福祉士や特別支援教諭一種免許の取得を目指す学生については、年間50単位以上の科目履修を認めることがある。また、児童福祉コースで社会福祉士の取得や初等教育コースで小学校教諭1種免許の取得、または保育士を目指す学生については、年間50単位以上の科目履修を認めることがある。

(リハビリテーション学部)

原則として、履修上限は年間50単位とする。

- 2 前年度のGPAが1.8未満の学生は、前期・後期各22単位までの科目履修とする。
 - (1) 前年度GPAにおける1.8未満の学生が全体の10%以上いる場合、1.8未満の基準を緩和することがある。
- 3 前年度のGPAが2.5以上の学生は、年間50単位以上の科目履修を認めることがある。

(看護学部)

原則として、履修上限は年間50単位とする。

- 2 前年度のGPAが1.8未満の学生は、前期・後期各22単位までの科目の履修とする。
 - (1) 前年度GPAにおける1.8未満の学生が全体の10%以上いる場合、1.8未満の基準を緩和することがある。

- 3 前年度の GPA が 2.5 以上の学生は、年間 50 単位以上の科目履修を認めることがある。
- 4 以下に関しては、年間 50 単位以上の科目履修を認めることがある。
 - (1) 保健師及び養護教諭一種免許の取得を目指す学生については、年間 50 単位以上の科目履修を認めることがある。

(短期大学部)

原則として、履修上限は年間 50 単位とする。

- 2 前年度の GPA が 1.8 未満の学生は、前期・後期各 22 単位までの科目の履修とする。
 - (1) 前年度 GPA における 1.8 未満の学生が全体の 10%以上いる場合、1.8 未満の基準を緩和することがある。
- 3 前年度の GPA が 2.5 以上の学生は、年間 50 単位以上の科目履修を認めることがある。
- 4 以下に関しては、年間 50 単位以上の科目履修を認めることがある。
 - (1) 介護福祉コース及び福祉総合コースで介護福祉士免許の取得を目指す学生については、年間 50 単位以上の科目履修を認めることがある。

(改定)

第 4 条 本規定の改定は、教授会にて決定するものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。